

令和 2 年 3 月 1 3 日
在デンマーク日本大使館

新型コロナウイルス関連情報（3月13日現在）

【ポイント】

- 3月12日、デンマーク国会において、新型コロナウイルス対策に関する特別措置法が成立
- 3月13日10時現在、デンマークでの感染者は累計788名（内3名はフェロー諸島）
- 当館ホームページ「新型コロナウイルス感染症」特設ページをリニューアル

1 新型コロナウイルス対策に関する特別措置法要旨

- ・医療当局は、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合、強制的検査、強制的治療、強制的検疫（隔離措置を含む）、強制的ワクチン接種などを行うことができる（個人の住居に立ち入る場合は、裁判所の許可状が必要）
- ・保健大臣は、法務大臣と協議した後、警察が本件特別措置法の執行のために公権力を行使することを可能にするための規則を制定することができる
- ・公共施設、スーパーマーケット、店舗、公立・民間の養護施設、病院、交通機関へのアクセスを禁止することが可能となる
- ・保健大臣は、法務大臣と協議した後、大規模集会を禁止することができる

2 感染者数

3月13日10時現在、デンマークでの感染者数は累計788名です（内3名はフェロー諸島）。

国立血清学研究所（SSI）が3月13日7時30分時点での地域別感染者数などをまとめています（感染者数と括弧内は地域別人口10万人あたりの感染者数）。

コペンハーゲン市 160（20.1）名

コペンハーゲン市を除く首都圏 79（14.4）名

北シェラン地区 85（18.3）名

ボーンホルム地区 0（0）名

東シェラン地区 50 (19.9) 名
西・南シェラン地区 53 (9.0) 名
フュン地区 50 (10.0) 名
南ユトランド地区 80 (11.0) 名
東ユトランド地区 154 (17.2) 名
西ユトランド地区 21 (4.9) 名
北ユトランド地区 47 (8.0) 名
ボーンホルム地区 0.0名
デンマーク全体 779 (13.4) 名
デンマークに住居を有していない者6名
詳細は下記SSIホームページをご参照ください。

<https://www.ssi.dk/-/media/arkiv/dk/aktuelt/sygdomsudbrud/covid19-rapport/covid19-overvaagningsrapport-13032020.pdf?la=da>

3 当館「新型コロナウイルス感染症」特設ページリニューアル

新型コロナウイルスに関するこれまでの領事メールや参考となるホームページなどを集約しました。情報収集の参考としてご活用ください。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html

4 感染者またはその疑いのある方と濃厚接触し、同様の症状が出ている方は、自身のホームドクターや各地区の救急電話窓口にご連絡してください。また、検査の結果、陽性となった方および当局から隔離措置を指示された方は当館までご連絡ください。

<各地区の救急電話窓口>

首都圏（コペンハーゲン） 1813

シェラン島 7015-0700

北ユトランド 7015-0300

中部ユトランド 7011-3131

南デンマーク（南部ユトランド・フュン島） 7011-0707

【ご参考】

新型コロナウイルスに関するデンマークポータルサイト（デンマーク語）

www.coronasmitte.dk

当館特設ページ（過去の領事メールや参考サイトを集約）

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html

在デンマーク日本国大使館領事部

電 話 : 3311-3344 (閉館時はまず緊急電話対応業者につながります)

メールアドレス : ryoji.han@ch.mofa.go.jp

●在留届 (3か月以上滞在される方) / 「たびレジ」 (3か月未満の渡航の方)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更 (転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等), または帰国・転出等があればお知らせください。